

# 八尾春雄 令和3年12月議会

## 一般質問をご紹介します

○議長（吉村裕之君） 休憩を解き、再開します。

次に、14番、八尾春雄議員の発言を許します。

14番、八尾議員！

○14番（八尾春雄君） おはようございます。14番の八尾春雄でございます。

最初にちょっと宣伝を。これ、私、水と書いたんですが、2月1日発行の議会だよりで議員各位に色紙に一文書いていただいてコメントすると、14名のうち、まだ4名しか議会事務局に手続していないそうです。年末年始は忙しいのだから、議会事務局が念入りに言っておられますので、早目に対応いただくようお願いします。

水と書いたのは、10月3日に和歌山市の紀ノ川にかかる水道橋が崩落をいたしました。紀ノ川の北側には浄水場が全くないんです。南から北に送って、6万世帯に13万人おいでになるそうです。1週間水止まっちゃって、我がまちの安井課長も給水車もって走ったというふうに報告受けておりますけれども、なかなか大変な事態になっております。奈良県の水道の統合では、浄水場を減らしまっせとやっているけど、ちょっと話が逆じゃないかということを心配しまして、命の水は守らなあかんということで、水と書いております。これは私の気持ちでございます。

それでは、質問に入ってまいります。今回は、4点を質問いたします。

### 令和3年10月31日総選挙における投票・開票実務について。

職員の皆さんには、早朝から深夜に及び実務を担当していただきまして、本当にありがとうございます。敬意を表しておきます。

今度の選挙は、相変わらず死に票の多い小選挙区制度や告示までに与党の党内運営、総裁選挙ですね。長時間報道するマスコミの偏向した対応などいろいろな問題、課題が浮き彫りになった選挙であった。

1、氏名や政党名を片手で記入せざるを得ない。この方は、片手では用紙が滑って記入が難しいという、こういう方ですが、障がい者から、磁石の設置の相談があったがどのように対応したのか。

2、一束で99枚の投票用紙を、誤って100枚あるものとして処理がなされようとした事例があった。再発防止策を問う。

3、民主党と記載した票が全国で200万票あったとの報道がある。あらかじめ総務省は、県選挙管理委員会を通じて、立憲民主党と国民民主党が民主党と略称登録をしているので、民主党と記載した票はこの2党に案分することを通知している。開票事務を開始する前に選管委員長から説明するべきではないのか。

大きな2番目でございます。

### 横峯公園における犬の散歩（試行）について。

9月議会の答弁で、同公園において、犬の立入りができるエリアと立入りができないエリアに分けての年度内の試行が明らかにされた。町はこの問題で一歩前に進めようとしていることが分かる。

1、ところが、都市整備課は、自分たちでエリアを決定し、関係者に周知するという手法で説明に臨んだため、愛犬家の理解が得られない事態になっている。公園の利用実態を最もよく知る住民の意見を尊重してすり合わせを執行する必要がある。このままでは、皆さんとともにいいまちづくり方針にも反していないか。

2、さらに、実態に合わない試行基準であれば、実態行為をどのように判断するのが焦点になる。もともと犬の入場を禁止する法令が存在せず、公園管理者の呼びかけにすぎないことを理解している愛犬家の皆さんは、動物愛護管理法に定める適正な動物管理を執行しており問題がない。問題があるのは尿尿（ししょう）の始末を

しない、リードを外す、人にほえて恐怖感を与えるなど犬を放置する飼い主ではないか。

大きな三つ目でございます。

#### **COP26での二酸化炭素削減方針に関連して。**

二酸化炭素発生抑制について、先般開かれたCOP26（第26回国連気候変動枠組み条約国会議）においては、最終的な声明で石炭を段階的な縮小との表現で妥協が図られた。我がまちの取組はどうか。

1、町は、令和4年3月18日をもってクリーンセンターの稼働は中止することを明らかにしている。このことにより広陵町で発する二酸化炭素の発生量は従来に比してどのように変化する見込みか。

2、現行のその他プラスチックの回収について、これまで埋め立て処理しているとの説明であったが、最近、三重県の民間業者に焼却処分を依頼していることを担当職員が認めるに至り話題になっている。いつからどのような経緯で処理方法を変更したのか。

なお、令和2年度一般会計決算審査において町長は、天理の新施設では、埋め立てでなく焼却方式であることに触れて、他の9自治体が焼却であるのでこれにしたがったが、果たして現行の埋め立て処理が環境に優しいと言えるのかは考えてみる必要があると答弁している。現状を町長が知らなかったということか。

3、天理の新施設運営は事務組合方式である。理事者の提案は事務組合議会で審議されるが、広陵町議会での採択は特に求められていない。町は同一内容を事務組合議会と広陵町議会にどのように報告し賛同を得ようとするのか。

大きな4番目でございます。

#### **町が資金援助している各種団体の基本的資料の確保について。**

広陵町社会福祉協議会は、事務局長が議会全員懇談会に出席して総会資料の説明をしていただき、内容が把握しやすい。議会は町政の監視役として、監査委員による監査の実施とともに、町が支給した金員が各種団体において適正に使用されているのかという視点で関心を持っている。

1、以上の趣旨からすれば、商工会、シルバー人材センター、区長自治会長会、婦人会、老人会、PTA協議会など、いわゆる各種団体の総会資料や役員名簿などは少なくとも議会に報告があつてしかるべきではないか。

2、本年6月1日より自治基本条例が発効している。地域における課題なども、地域のことは地域で決定することの方針で解決することが求められる事態となっているが、これは可能か、あるいはそうした方向は適正か。近鉄箸尾駅が無人となり安全性の確保から職員の配置を求める声がある。近畿日本鉄道もこの条例では町民に該当するが話し合いを求めるつもりか。

3、大字によっては神社費を計上している場合もある。大字が任意加盟組織であるので問題にしないということか。実態は町からの意向を受けた公的活動に従事している団体が特定の宗教行事を一括して経理することになっており適切ではないと思われる。別途講組織として分離するように働きかけてほしい。

以上でございます。

○議長（吉村裕之君） ただいまの質問に対し、答弁をお願いします。

山村町長！

○町長（山村吉由君） **八尾議員さんの4つの御質問にお答えを申し上げます。**

まず1番目、**10月31日総選挙における投票・開票実務についての御質問**でございます。

選挙の管理執行は、選挙管理委員会の権限でございますので、御質問いただいたことを選挙管理委員会に確認した結果としてお答え申し上げます。

まず初めに、八尾議員におかれましては、開票立会人として深夜まで御対応いただきお礼申し上げます。

一つ目の片手で記入せざるを得ない障がい者の方から磁石の設置の相談があったとのことでございますが、選挙管理委員会ではこのような御意見を頂戴していなかったとのことでございます。もちろん選挙管理委員会では、障がい者の方々が投票しやすい環境づくりに努め、各投票所にてお申出のような用途にも使用できますよう文鎮を準備したり、投票方法の一つとして代理投票もできますよう投票事務従事者を配置しているとのことでご

ざいます。障がい者の方々が一層投票しやすい環境づくりに今後も努めてまいりたいとのこととでございます。

二つ目の99枚の投票用紙を誤って100枚あるものとして処理がなされかけたとの事例につきましては、比例代表の投票用紙100枚として計上しておりました中に、誤って決定箋が1枚入っていた事例であり、立会人から御指摘いただいたとのこととでございます。これは計数機により決定箋1枚を投票用紙1枚と計上したことにより誤ったものとのこととでございます。今後につきましては、決定箋の大きさや色等について改善を図り、再発防止に努め、公正かつ円滑な開票事務を行ってまいりたいとのこととでございます。

三つ目の投票の効力につきましては、各選挙毎に開票事務従事者に対し事前に説明会を実施し、情報共有を図っておられます。この投票の効力とは、記載内容に応じた投票の有効、無効、案分についての扱いを、県選挙管理委員会から総務省選挙課に照会し取りまとめたものとのこととでございます。議員がおっしゃるとおり、開票立会人の方々は投票の効力に意見し、開票事務の執行が公正に行われるよう監視する立場にございますので、今後につきましては、開票事務が開始される前に開票立会人の方々にも投票の効力をお配りさせていただくとのこととでございます。

## 2番目の横峯公園における犬の散歩（試行）についてでございます。

本町の公園は、基本的にどなたでも自由に御利用いただける場所として整備しておりますが、犬などのペットを連れての御利用は原則として御遠慮いただいております。このことに関しましては、賛否両論があり、愛犬家の方、犬が苦手な方、子供と一緒に公園を利用される保護者の方などから、数々の御要望や御意見をいただいております。

また、近年、ペットとの関わり方も変わってきていることなども踏まえまして、ペット連れの公園利用につきまして、一定のルールの下で試行することといたしました。公園利用のルールといたしましては、ペットによる事故やふん尿などによる不衛生な環境を防止するため、散歩可能エリアは十分な幅のある園路を選定いたしますとともに、町民の皆様が快適に公園を利用できるよう、マナーを守ってお互いの立場を尊重することなどを求めています。

次に、実態と合わない行為という御指摘の部分につきましては、賛否両論の多数の御意見を踏まえ慎重な判断の下ルールを検討させていただきましたが、今後、試行期間中に行います意見募集によりいただきました御意見を分析し、さらに慎重に検討を進めたいと考えております。お互いが相手のことを思いやることで、皆様が快適に公園を利用していただけるものと考えておりますので、御理解と御協力をよろしくお願いいたします。

## 3番目のCOP26での二酸化炭素削減方針に関連しての御質問でございます。

一つ目のクリーンセンターの操業停止後の二酸化炭素の発生量の変化についてでございますが、2019年2月に策定いたしました広陵町地球温暖化対策実行計画におきましては、町の公共施設の二酸化炭素排出量は基準値である2013年度実績は1万497トンであり、2030年度の最終目標値は2,218トンとさせていただいております。本町の削減目標値は、2030年度までに二酸化炭素排出量を8,279トンと算出し、2013年度比で78.9%の削減を目指しているところでございます。その中で、クリーンセンターが飛び抜けて排出量が多く、クリーンセンターの操業を停止することにより、約6,700トンの二酸化炭素が削減され、率といたしましては、全体の約64%削減となる見込みでございます。

次に、二つ目の現行のその他プラの回収後の処理方法についてでございますが、馬見南3丁目にごさいました旧清掃センターのダイオキシン対策としてバグフィルターの設置が進まない中で、プラスチックを焼却することにより、ダイオキシンの数値が上昇するのではないかと指摘がございましたことから、プラスチックごみを分別し、埋立処理したという経緯がございます。現在はその他プラごみは民間事業者処理をお願いしている状況であり、選別処理をして、可燃ごみ、リサイクルできるごみに分別して、適正な処理をしていただいております。ただ単に焼却するのではなく、環境に配慮したサーマルリサイクルにより、エネルギーとして回収しております。また、選別している中で焼却がどうしても不可能である、かなり硬い物につきましては、やむを得ず埋立処理している状況でございます。

また、天理市の広域ごみ処理施設では、その他プラごみは全て可燃ごみ扱いとして処理することになりますが、エネルギー回収型廃棄物処理施設として建設されますので、回収した熱エネルギーは発電に利用されることになっております。

最後に、三つ目の組合議会の内容の町議会への報告についての御質問でございますが、天理市の組合議会には、本町からは青木議員が組合議員として御参加いただき、慎重なる御審議をいただいているところでございます。議員の皆様には、組合議会での内容や組合の担当者会議での決定事項等につきましては、重要な事項については、その都度、議員懇談会または全員協議会等で御報告申し上げ、情報を共有させていただいているところでございます。

また、広陵町議会におきましては、組合議会で審議される内容と同じく、町が負担する経費の算出が全体総額から導き出されていることをお示しして審議いただくものでございます。したがって、広陵町議会において採択は求められていないということではなく、同じ資料をもって広陵町議会で審議いただくものでございます。

4番目の町が資金援助している各種団体の基本的資料の確保についての御質問でございます。

一つ目の各種団体に関する資料の議会への報告についての御質問にお答えいたします。

地方自治法第243条の3では、財政状況の公表、地方公共団体の出資法人等の経営状況及び信託の状況の議会への報告に関して規定されており、本町におきまして報告の対象となる法人は、広陵町土地開発公社のみであり、議員がおっしゃる商工会、シルバー人材センター、区長・自治会長会、婦人会、老人会、PTA協議会など、いわゆる各種補助団体につきましては、議会への経営状況の報告義務はないことから、これまで報告はいたしておりません。

なお、従前から議会に報告がなされている社会福祉協議会につきましては、町が主体的に設立したものであり、町の委託事業も多いことから報告を行っているものでございます。現在、これら各種補助団体に対する補助金等の交付に際しては、補助金交付規則等にのっとり、審査を行った上で適切に執行しております。

定期監査におきましても、担当課から所管する団体の状況等を確認していただいております。その上で監査委員が必要であると判断されましたときに当該団体への監査を実施され、さらに必要があると認められた場合は、資料の提出を求めることができるものと認識しております。これら各種補助団体への監査が実施されました場合には、本定例会に提出されております定期監査結果の報告と同様に、監査委員から町、議会等に報告されることとなります。

各種補助団体の総会資料等につきましては、団体数も多く資料も膨大となりますので、毎年度議会への提出はしておりませんが、議会から資料請求があった場合には、個人情報等に配慮した上で、町が保有する資料を提供いたします。

次に、二つ目の地域のことは地域で決定するとの方針は可能か、そうした方向は適正か、また、近鉄箸尾駅の職員配置について、近畿日本鉄道に話し合いを求めるとの御質問にお答えいたします。

まず、地域における課題解決でございますが、本年6月1日から施行しております広陵町自治基本条例では、町民、町議会及び町長等が連携し、協働して、公正で自立した町政を行うまちをつくることを基本理念としており、地域の現状をよく把握しておられる区・自治会が中心となって、地域の課題を解決していただくことは大変重要であると考えております。併せて、区・自治会の活動以外にも自主防災組織や自主的にまちづくりに寄与する団体が構成されている地域もあり、参画と協働のまちづくりに不可欠であると考えております。

議員御質問のとおり、広陵町自治基本条例におきましては、町内で事業を営む近畿日本鉄道も町民であることから、対等な関係で目的や役割分担を明らかにし、相互に協働して、まちづくりを推進していくことが必要であると考えております。従前、近畿日本鉄道には、広陵町地域公共交通活性化協議会に参画いただいております。地域交通の根幹である鉄道を含む全ての交通施策について議論をさせていただいているところでございます。

御質問いただきました近鉄箸尾駅の無人化の件につきましては、本年10月7日に駅舎の在り方を含めた鉄道施策全般について協議を実施したところでございます。今後は、近畿日本鉄道として、近鉄田原本線沿線自治体

も含めた広域での協議を検討されておられるようでございますので、そういった場も活用しながら議論してまいりたいと考えております。

次に、三つ目の大字による神社費の計上について、別途講組織として分離するように働きかけてほしいとの御要望についてでございますが、現在、町では、区・自治会における神社費の会計処理等についての詳細は把握しておりません。地域の神社の祭事などは地域の伝統行事や風習であり、文化の一部になっている面もございますが、例えば自治会費とは別に管理し徴収するなど、地域の実情に応じた一番良い方法について話し合っていたいくことが必要かと考えております。

私から答弁は以上でございます。

○議長（吉村裕之君） それでは、**2回目の質問**に入っていただきます。

八尾議員！

○14番（八尾春雄君） 答弁ありがとうございました。

**最初に、選挙の話であります。**12月7日に県議会で今度の総選挙についてコメントしながら、来年の参議院選挙に投票率を上げるために選挙管理委員長どないしまんのよということを今井光子県会議員が質問したんですが、答弁者は、選挙管理委員長でございました。自信を持って委員長に出てきていただいて、議員の質問にも答えていただくように改善を要望しておきたいと思えます。

それで、公職選挙法の施行令第32条に、投票場において、選挙人が投票の記載をする場所について、他人がその選挙人の投票の記載を見ることがないようにするため相当の設備をしなければならないとちゃんと書いてあるんです。具体的には何も書いていないね。実際、私自身が馬見北5丁目の体育館で投票所だったんですから、これ持っていったんです。鉄製のふたとマグネット、それで片手をこうやって後ろに回して、これで持っていったんです。実際に障がい者の人の気持ちになってやってみようと、皆さん心配していただいて、八尾さん、手どうしたんや、けがでもしたんかいうて、いやいや、そんなん違いませとということで、投票用紙ここへ置いてくださいとやってやりましたら、できました。投票はできましたが、なかなか難しいです。実際になってみないと分からないところあるんですね。こういうことを以前の投票のときに、恐らく選挙管理委員全員が張り付いておられたんでしょうけど、その委員の方には伝わらなかつたんだろうと思えますけど、投票立会人の方には、ちょっと困るのよねということは言うておられるそうです。だから、なかなか改善しないので私のところへ来て、分かったと、一回やってみるわと、こういうことになった話なんです。そうすると、どの投票所にそのエリアで、例えば障害を持っておられる方がどうやったら投票所までたどり着いて、ちゃんと投票できるのかというのが一人一人分かるでしょう。足が弱くて投票所まで行けないという人には、実は、国のほうの制度でも補助金を出す制度があるんです。都道府県管理委員長宛に投票所への移動支援及び移動期日前投票所の積極的な実施についてという通達がありまして、これは特別交付税ということで、地方選挙における移動支援に要する経費については、国は応援しますよと、こういうのがあるんですよ。聞いたことがない、広陵町でこんなことね。選挙管理委員会でこういうことを実際に検討したことがあるのかどうなのか、まずそれを聞きます。

○議長（吉村裕之君） 吉田総務部長！

○総務部長（吉田英史君） まず一番最初に、県議会では選挙管理委員会の委員長が出てきて答弁というお話もいただきました。我々、町長をはじめ、副町長、教育長、ここに座っております理事、部次長級皆そうですけれども、議会から、議長のほうから説明員として出席のほうを求められます。定例会のたびにそれをいただいておりまして、説明員としてこの議場に入らせていただいております。選挙管理委員会の委員長も議長から説明を求められれば、当然、自治法上で出席の義務はあると思えます。ただ、選挙の事務執行につきましては、我々らだんから事務をいたしておりますので、できれば我々が答えさせていただきたいと思えますけれども、そのあたりは、また議長とも御相談いただければと思えます。

それから移動支援の話でございます。確かに特別交付税措置がされますよというふうにございますけれども、これは想定しておりますのは、過疎地等、交通の便が非常に悪い地域、そちらが中心だというふうを考えており

ます。奈良県内であまりそういった申請が出ておらないと思いますので、そこは研究はさせていただきますけれども、特別の事情があって、例えば期日前投票にバスを巡回して回らせたりであったりとか、そういったふうな形がこの特別交付税の措置に当たりますので、そこは把握をしております。

以上でございます。

○議長（吉村裕之君） 八尾議員！

○14番（八尾春雄君） だけど、日頃から住民の方に接していて、あの人どうやろかと思う人は大体浮かぶでしょう。その人が、例えば家族の支援を受けて、投票所まで行けるかどうか一人一人やっぱり吟味して、そういうことをやっぱり着実にやらないと、投票率上がるというふうにやっぱりならないんじゃないかなと思います。

答弁はよろしいですけど、例えば畿央大学に臨時の投票所を設けると、こういうことだって考えてみないか。それから、エコーラマミに設けるということだって考えてみないといけない。すぐにできるかどうか分かりませんよ。誰が投票したの、それを住んでいるところへ報告せなあかんわけだから、ちょっと手間なんですね。だから、民主政治の根本でございますので、これまでそういうことをやっぱりもしやられていないのであれば、ちゃんとしていただきたいと思います。

100枚と99枚の取り違いについて一言だけ言いますが、これまでは、1枚開票数が足らなかったと。なぜこうなったのかということについて、町は、恐らく持ちかえりなのだろうと、こうなっていたんです。ところが今回の場合は逆なんですよ。99枚を100枚と数えたわけやから、数が1枚多くなるわけ。そうすると何を疑わなあかんかといったら、家から中身持ってきたん違うかと、ダブルで2票投票したんじゃないかということに疑うことになるわけですよ。だから、事はたかが1票ですけど、れいわの山本太郎さんの件も1票違ういうて、私言いましたけど、どういうわけか僕のところでいつも1票違うのが見つかるんで、やっぱり開票実務にはきちんと対応していただきたいと思います。

説明員の件は、それは議長と副議長が悪いんやいうて、こういうふうな話ですから、これから選挙が終わってから、もし質問事項があれば、そのあたりは協議していきたいと思います。1番目はこれで結構です。

2番目でございます。1月から3月までの横峯公園における試行の件でございます。

下に図面がありまして、この赤く塗ってあるところが園路でございます。ここは通ってもいいんじゃないかという話になりますね。12月1日号の広報こうりょうでなっているとことと、今、真ん中のグラウンドが通れないんですよ。それから、園路が狭いところで犬が鉢合わせしたりすると、どうしても回避するために脇に出たりとかいうことだってあるんですね。実際には、そういう犬を連れてこないでねという管理者の呼びかけがあるんですけど、適正に管理しておられる方は、中に入って散歩をしておられるというような実態があるわけです。文章から見ますと、どうやら意見書を終わってから出してくださいということで、町の職員が現地に行って、違反している人が何人いるよなんていってカウントするようなことではなさそうですけど、これ実態を把握するのにどんなやり方をとろうと思っているんですか。終わってから意見書の中身で吟味するようにするんですか。どういうふうに決着付けるんですか。

○議長（吉村裕之君） 中川理事！

○理事兼事業部長（中川 保君） 現地で確認のためにパトロールするというようなことは考えてございませんでして、皆様からの御意見を募集させていただいて、それを総合的に評価していただきたいなと考えています。また、尿尿の始末につきましては、週に1回程度、各公園について確認調査をして、どのような状況になっているかという部分を調べたいなというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（吉村裕之君） 八尾議員！

○14番（八尾春雄君） それで、ここにキーワードというふうに書いてありますが、今回のやり方が本当に皆さんと共にいいまちづくりということになるのかどうか少しお尋ねしたいと思います。

これが、山村町長が6月に全戸に配られたチラシでございますが、実は発行人が書いていない謀略文書じゃな

いかと言いましたけど、それは言い過ぎでして、町長うなずいておられますから、自分で出したということ認められておるわけです。そこには皆さんと共にいいまちづくりと。だから、町はこういう園路だけにしたいという案は持って、住民の方と接しられたと思うんですね。そのときに、皆さんの意見も出してくださいよと。試行であっても、意見ちゃんと承って、考えますからという態度で臨んだのかといたら、そうじゃなかったんですよ。都市整備課は、これでいきますということを通知したんですね。説明したんですね。随分反論をされたそうです。にもかかわらず、1月から実際にやることになりましたから、一番心配していたのは、これ言葉の意味が戻るんですけども、ここにはマナーの徹底を条件としてペットの散歩の試行を実施します。こういうマナーの徹底と書いてあるんです。それから、実際にここにペットの公園の利用のルール、マナーじゃないんですね。ルールって書いてあるんです。そこには、マナーを守りましょうと、こう書いてあるんです。マナーとルール、どういう関係になるの。それから上のほうには、マナーの徹底を条件としてってさっき言いましたけど、これ条件なんですね。条件を満たさなかったらあかんと。だから、ここに公園内の散歩は園路を利用しようということで、私が見た資料では、ここに括弧ついていまして、もし園路以外は立入禁止だと、こういう発想になるんです。だから、住民と提案をして、実際にやってみて、皆さんと共にいいまちづくりしたいから、皆さんも意見言うてちょうだいねという格好は続いているようになっているのかもしれないけど、実際には、都市整備課が進めるいいまちづくりと、こういうふうになりはせんかと心配しているんですけど、どうですか。

○議長（吉村裕之君） 中川理事！

○理事兼事業部長（中川 保君） 今回の試行についての公園利用のルールということで、園路に限定させていただいているということにつきましては、これまで町にいろいろ御意見いただいています公園内を自由にペットを連れて散歩されている方もおられるし、遊ばせている方もおられる。犬のふんの放置などもあるということで、様々な苦情もいただいています。また、愛犬家の方からは、最近マナーも向上していると、犬のふんもちゃんと片付けていると、何とか散歩ぐらい使わせてほしいんですよというような御意見もいただいています。そういった部分を賛否両論がある中で、どうしようかということで試行させていただきたいということで、愛犬家の方から見ますと、限定し過ぎるんじゃないかという御意見、それは当然出てくるとは考えていたんですけども、公園内の利用を認めている公園の条件等もいろいろ参考にさせていただきながら、今回の試行については、この形でいこうということで考えさせていただきました。双方、受忍できる範囲とはどの辺なのかなという部分を愛犬家の方、また犬が嫌いな方、双方から今既にもいろいろな御意見いただいています。ただ、そういう部分も踏まえながら、今回設定した中で、どういう御意見が集まるのかという部分で、まずは試行させていただきたいという部分でございます。町長の答弁にありましたように、相手の気持ちに立って、お互い譲歩しなければこの問題というのは方が着かないと思うんです。そういう部分で、一定の議論が進むような試行にしたいなと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（吉村裕之君） 八尾議員！

○14番（八尾春雄君） 説明は説明として受けます。ただ、確認のしようがないから、意見書がどんな意見書がどれだけ出てくるのかによって、実際問題判断をせざるを得ないというような流れの答弁でございますから、だから、それはそうすると利用したいと、自分はちゃんとしているという方が、ちゃんと自分の立場を申し述べて、こういう意見だということを出されたいということにもなるだろうし、それから嫌だなと思っている人は止めさせろということと言われたらいいだろうと。しかしこれ、一面いいように見えて、分断になるんですけど。だからこれはよほど注意しないといけない話ではないかというふうに思います。

私が一番近くに住んでいますから、大体の勘でございますけれども、今、夜明けが遅いですよね。夜が長いわけです。夜中に散歩する人います。犬連れてね。犬連れなくて散歩している人もいます。だけど犬を連れて散歩する人もいます。それは分かんのです。事実問題。だから、そういう方々が適正な管理をしていないということを現にいるやないかということ言われて、適正な管理をしている人の行動をコントロールす

るというやり方が本当に言えるかどうか、それ納得がされるかどうかということだと思っんです。大事なところですから、町長、この皆さんと共にいいまちづくり、皆さんと共にというのは、今回、意見書出してもらおうことで、皆さんと共にということを考えられたと思いますけど、ちょっとコメントいただけませんか。

○議長（吉村裕之君） 山村町長！

○町長（山村吉由君） この横峯近隣公園は、名前のとおり近隣にお住まいの皆さんのための公園ということで、遠方から来られる方のための公園ではないという認識をしております。この犬を散歩させる、させないで、これだけいろんな意見があるということは、この公園を大切に思っただけということも一面あるだろうというふうに思っます。私、公園にある看板に犬を連れてくるのはやめましようとして書いてある部分は、もうこの看板がなくなっても、みんなでこの公園を利用するルールを決めようというところに結び付けていっただきたいなというふうに願っしておりますので、今回は、町が提案をさせていっただけで試行はさせていっただけのもの、やはり地域でしっかりルール作りをしていっただけ、合意をさせていっただけのところまで、やはり行政が一緒になって考えていっくという、これは一度で終わらない、時間がかかるといっくように考えておりますので、まさに皆さんと共に、いいまちづくりを時間かけて進めようというところまででございます。

○議長（吉村裕之君） 八尾議員！

○14番（八尾春雄君） 議員の立場としても、私の知り合いには止めてくれと、犬を連れてきたら嫌やいう人と、それから何で認められないのだという人と両方あるんです。だけど大事なことは、この30年間、愛犬家の方は非常に努力しておられるんですね。他人の家、よその家のふんまで回収して、そういうことやっているわけですよ。それから、歩道を犬連れて散歩しますわな。歩道については、散歩しないようにしましようって、どこに何も書いてないわけですよ。1頭ならいいですよ。かつて馬見北5丁目にある賃貸住宅に25頭飼っっていた闇のブリーダーがおったんですよ。記録見てもらったら分かりますけど、その人が一気に25頭リード付けて歩道歩いてごらんさいよ、人間なんて歩けるもんじゃないわ。そんなんはあかんいうことに決まっているから、その方は、これは具合悪いと、地域で支持が得られないというので、よそへ引っ越しされましたけど、来ること自体が間違っったと思っますけど、そういうことだと思っんです。だから地域の合意というの、なかなか大変なことだといっくことがありますがけれども、この後議論する自治基本条例の中身で、地域の問題を地域で解決するといっくように、格好いいんですけど、非常に難しい課題でございまして、そういう点で、やっぱり町が適切に関与して、議論の整備をするだといっくようにしていっただけきたいなと。最後のところだけで言っておきますけど、また大声出っして、こら、おまえ呼ばわりするような人が活躍するような場所にだけはしてほしくないの、愛犬家の方の中で、もう横峯には行かなくなりましたといっくように言っておられる方も現にありますから、これは一番よくない残念なことだと思っますので、私も我が家には犬飼っっておりますけれども、1月から3月までは1日1回は必ず横峯公園を散歩して、健康にも留意して現状を把握するようになっめてまいりますので、どうぞ御協力をよろしくお願っしたいと思っます。これはこの点で結構でございます。

三つ目でございます。

○議長（吉村裕之君） 八尾議員、パネル。

○14番（八尾春雄君） ああ、そうですね。よく忘れるので、ちゃんと引っ込めろって議長から怒られるので、またよろしくお願っします。

それから、二酸化炭素のことで8,000トン余り、広陵町からクリーンセンターがなくなることによって。だから町内の二酸化炭素発生のかなりの部分をこのクリーンセンターが占めていたんだなといっくことがよく分かりますけれども、これは大きな前進だろうと思っます。そうすると、10の自治体でそれぞれごみ処理をしていっくわけですが、そこで現在発生させていっく二酸化炭素の総量が天理に行って1か所に集中することになったら増えるんですか、減るんですか、数字はお持ちですか。

○議長（吉村裕之君） 小原生活部長！

○生活部長（小原 薫君） 10市町村で個々にやっておられるよりは、広域組合でするほうが当然減ると。数

字は持っていませんが、減ると認識しております。

○議長（吉村裕之君） 八尾議員！

○14番（八尾春雄君） それでは、今度の厚生建設委員会のときに、データをもし把握しておられるんだったら、明らかに御報告いただくようお願いしたいと思います。これはこれで一つの前進です。

私が一番心配しているのは、令和7年の5月から天理の新しい施設が稼働するわけですが、それまでの間は、広陵町のその他プラスチックの処理については、埋め立てているという説明ですと通ってきたわけです。ところが、最近そうじゃないということが分かったので、これは一体いつからどういうふうになって、誰がどんな判断して、町長もちゃんと知っていたのかということであって聞いているわけですから、もう少し緻密にお答えしてもらえませんか。

○議長（吉村裕之君） 山村町長！

○町長（山村吉由君） その他プラは、答弁書にありますように、馬見南3丁目にありました前の清掃センターのダイオキシン問題から、地域でプラスチックを燃やすことによるダイオキシンが心配されるということから、特別に広陵町だけのルールでございます。プラスチックを分別をして、埋め立てに回すということで、御所の最終処分場に埋め立てをしております。私も最終処分場、広大な処分場でございますが、そこを見せていただいて、そこに埋まっているということも確認をさせていただきました。その後、ごみの容器包装リサイクル法が成立をして、プラスチックの中でも容器包装リサイクルできるプラスチックについてはリサイクルしよう、その他プラについては、引き続き埋め立てをしようということになったわけでございます。やはり三重中央開発の東にあります、そちらで焼却処理もできるということで、2か所でやっていたときもございました。最終的には、今は焼却させていただいて、サーマルリサイクルということで発電の熱回収をさせていただいておると。埋め立てるよりもそちらのほうがいいだろうということになるわけでございますが、当初、相当の期間は御所の最終処分場で埋め立てていたということでございます。

今度の天理市での10市町村で処理する場合には、もうその他プラというのは、容器包装リサイクルプラスチックは再生利用するわけでございますが、それ以外は可燃ごみとして焼却させていただいて、電気で熱回収するという仕組みになりますので、そういった意味では、排出される二酸化炭素、計算式は、また厚生建設委員会で担当のほうで報告すると思います。排出量は少なくなるというふうに思います。プラスチックごみを減らそうという、やはり生活にもっと取り組んでいただいて、ごみ総量を減らす取組が炭酸ガス排出の削減にもつながっていくというふうに思っておりますので、そのあたりしっかり啓発していきたいと思います。私、その他プラ焼却していることを知らなかったわけではありませぬので、歴史を言うだけですので、そのように御理解いただきたいと思います。

○議長（吉村裕之君） 八尾議員！

○14番（八尾春雄君） 今頃知らなかったわけじゃないなんて言い訳されても困りますがな。何月何日を期して、こういう事情で今までは埋め立てしていただけれども、こういう事情で三重のほうで処分してもらうようにしたんだということをごみ町民会議などで明言されたらよかったですよ。そうしなかったら、何や勝手にこそこそとやり方を変えとるでということで、妙な憶測を生むわけだから、それはちょっと町長として安易なやり方だったんじゃないかということだけ指摘をしておきます。こういうことのないようにしていただきたいと思います。

それで、焼却がいいのか埋め立てがいいのかというのは、やっぱり議論のあるところで、電気にするからと、発電にするからということで解消できない問題もあるので、これはもうちょっと議会のほうもよく研究をする必要があると思いますので、そのあたり十分に取り組んでいきたいと思います。

それから、事務組合の議会と広陵町議会の関係を言うておりますけれども、名前が出ていますから、申し訳ありませんが、青木議員が事務組合の議会議員として参加されて、賛成するのか反対するのか、どんなことが話し合われるのかということ、例えば事前に我が広陵町議会の議員に対して、こういう議案が出ているんだけど、どうしたもんかと。おれは賛成したいんだけど、おれは反対したいんだけどということで打診があつて言うんだ

ったら、我が町議会の代表ということに明確になるわけですけど、決定をされた後に、こんな決められましたよということだけでできるのかということ指摘はしますが、実は、国保中央病院の事務組合の議会が先だってありました。議長と私が議員でございまして、行きましたけど、皆さんにお諮りはしておりません。勝手に賛成しました。だから自分に降りかかってくるわけです。だから議会の側がそういう事務組合に議員を派遣する場合に、手続をどうするのかと、理事者の側はそれでいいと思うんですよ。議会の側が判断をするときには、こういう問題はぜひ取り上げてもらいたいんだというようなことを他の議員の各位に事前に聞かなあかなという反省を込めての事柄でございまして、これは議会運営の基本的なところですから、実は議長とも表にしていまして、やりとりはしたことはあるんですけど、まだ決着がついていない。なかなかこれは大変なんですね。だから、議会だよりの中で、どういう事務組合があって、こういう議案が提案されて、こういう対応をしましたということぐらいは、年に1回か2回ぐらいは報告したほうがいいんじゃないかなと思ったりしますけれども、町もそれに合わせて、別に隠しているわけじゃないよということですから、明らかにしていただいて、住民合意を進めていただくようお願いしたいと思っております。これはこれで結構です。

最後の問題です。正午過ぎちゃいましたけど、早目に行きます。

土地開発公社以外に義務付けられていないよというふうに言われましたけど、**広陵町自治基本条例推進会議というのがありました。**山村議会運営委員長さん、それから吉村議長と私が3人の議員がオブザーバーで参加した会議でございます。この中で、学識経験者が2人おいでになります。それから町内関係団体、これもあるんですよ。言いますね。区長・自治会長会からお一人、商工会からお一人、民生児童委員会協議会からお一人、婦人会からお一人、老人クラブ連合会からお一人、青少年健全育成協議会からお一人、社会福祉協議会からお一人、PTA連絡協議会からお二人、それから防災士ネットワークからお一人ということですよ。だから全部私質問の通告書に書いておりませんが、大方、これらの団体から審議会などの委員さんにぜひなっていただけないでしょうか。住民参加のまちづくりを進めますので、協力してもらえませんかという説明をして来てもらって、審議に参加してもらうということになっているわけです。そうすると、少なくともたくさん団体があるから、全部はしていないけれどというふうに言うけれど、ここに今挙げた団体ぐらいは、どういってお金の流れになっているのかと、区長・自治会長会なんて全体を合わせたら2、200万円になるんですよ。商工会は770万円あるんですよ。大変なお金ですよ、それぞれの団体にすればね。そうすると、そのお金が適正に使われているかどうか、どなたが代表者されているのかどうか、個人情報に配慮しながらとなっているから個人情報は出せないよというふうになっているわけですけど、地域の通学路の安全性のために、地域で話し合いましょうなんていうことになったら、PTAには確か地区委員っていますかね。どこそこの町名から出てくださいと、そういう問題だってあります。学校に問い合わせる参加してもらうのがいいと思いますけれども、それぞれのところでやっぱり役割を果たしてもらう必要があるわけだから、どなたがどういふような活動になっているのかということも議会の側はやっぱり詳細に知っておかなければいけない場合も生ずるんです。今、区長・自治会長さんは、広報こうりょうにお名前だけ出ているんですね。だから分からないときは総務課へ行って聞いて、この大字の区長さんどなたですかというて、どうやって連絡とったらいのかというて聞きますけど、だけど基本的な情報として、議会議員というのは監視する必要があると言っているんだから、監視されてくださいよ。だから、総会の資料だとか、写しだとか、あるいは役員名簿については、少なくとも閲覧に供するだとか、14名分作って、守秘義務課せるのは守秘義務課せたらよろしいですよ。そういうのをちゃんと出してもらわないと分からないです。

商工会の総会資料が見たいいうて、栗山さんところ行ったら、たまたま栗山さん、席、たまたまほかの事情でおられなかったもんだから、担当している職員は議員に見せていい資料かどうか分かりませんねんいうてうなったんですね。分かった、しょうがないわと。ほんなら、いいわ、わし今から商工会行くさかいに、八尾が行くから、資料1冊渡したってくれて頼んでよいうて言うたら、商工会の会員さん以外にそれは出していないというて、えらい警戒されまして、警戒していただくような関係じゃないですから、もうちょっと円満にしたもんだと。まちの産業の発展のために商工会努力しておられるわけだから、どうやって応援しようかなということをおこち

だって考えなあかんわけだからというようなことを思うわけです。だから、そういう意味で、これらの要請があれば出しますよということになっているんだったら、要請したらいいんじゃないかと思いますが、基本的に、今、自治基本条例で話し合っている中身で言うと、これらの団体については、もう少し情報を開示していただいたほうがいいんじゃないかと、こう思いますが、いかがでございましょうか。

○議長（吉村裕之君） 吉田総務部長！

○総務部長（吉田英史君） 町長からも答弁でお答え申し上げましたとおり、基本的には、別に隠すわけでもございませんので、情報というのは、議会のほうから要請がありましたら、十分に出させていただきたいというふうに考えております。また、個人情報の関係もございまして。そこは町で条例を定めておりますので、一定、その条例に沿って出す必要があるというふうにも考えておりますので、そこはまた議会とも議論をさせていただきたいというふうに考えます。

以上でございます。

○議長（吉村裕之君） 八尾議員！

○14番（八尾春雄君） 神社費のことをちょっと取り上げました。申し訳ない。私、萱野の区の資料しか持っていないもんだから。手元に今年の1月に開かれた大字萱野区の総会の資料があります。決算書が付いていまして、神社費が41万2,900円になっとんですよ。全体の支出が290万692円だから、かなりの金額になるんですね。中身は、櫛玉神社協議費と、こういうふうに書いてあるわけです。うちの女房もあそこの出身ですから、小さい頃からだんじりが出たら喜んでお尻ついていったと。お祭りですから、村のならわしといいますか、習俗に属するところもあるでしょうけど、しかし、経理ということになると、この41万2,900円は、実際には伊勢神宮に参拝したりとかいうときの費用にやっぱり支出しているようです。これは信教の自由との関係で言えば、ちょっと議論をしておかなきゃいかん。こういう団体の全体の集まりから、町の重要な審議会のメンバーを選出しているということになると、どういう関係なのかもうちょっと整理しておかないかんと問題があります。

町の答弁は、把握はしていないけれども、別の経理にするように、しかるべき方法で解決をするのがいいんじゃないかというふうにやっておりますから、これは区長・自治会長会に報告して、もしこういう事実があるんだったら、こういうことも考えてもらいたいということをちゃんとやってもらえますか、どうですか。

○議長（吉村裕之君） 奥田企画部長！

○企画部長（奥田育裕君） ただいまの八尾議員の御質問にお答えをさせていただきます。

私ども、今回議員からこういった御質問をいただいておりますということで、区長・自治会長会のほうには御報告をさせていただきたいと思っております。氏子会費に関する裁判事例等も出ておりますので、そういったところ、分からないまま、また過去からの慣習の中で現在に至っておられるというところもございまして、そのあたりは何らかの形で、また各区・自治会のほうに御報告をさせていただいて、しっかりと話し合っていたいただきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（吉村裕之君） 八尾議員！

○14番（八尾春雄君） 大字が神社との関係を円満にしながら、地域のならわしといいますか、行事を支えておられることについて、私は、大変な苦勞をしておられるなど、敬意を表しておきたいと思っております。そういうことを前提にした上で、そうした活動が本当に了解をされ、生きるためには、やっぱり経理は別にしておく必要があるんじゃないですかということをお願いいただけたらいいと思うんです。大字がけしからんことやっとなるからという文句言うたというふうに、そんな違った表現をして区長・自治会長会に報告しないようにしていただきたいわけでありまして。この点は、念には念を入れておきます。

正午を過ぎましたから、その点答弁いただいて、終わりにします。

○議長（吉村裕之君） 奥田企画部長！

○企画部長（奥田育裕君） ただいま議員がおっしゃっていただいたように、くれぐれも誤解のないようにということで御報告をさせていただいて、御理解いただくように努めたいと考えております。

以上でございます。

○議長（吉村裕之君） 以上で、八尾議員の一般質問は終了しました。